

2023 年度版 公害総論

2023 年 12 月 21 日更新

正誤表

テキスト 1 公害総論

該当箇所	誤	正・〈コメント〉
p. 4 過去問題にチャレンジ STEP2 下から 1 行目 及び 正解	正しい組合せは (1) です。 ●正解 (1)	正しい組合せは (3) です。 ●正解 (3)
p. 47 1 (5) 有害大気汚染 物質 1 行目	<u>指定物質 3 物質</u> を対 象とします。	〈下線部コメント〉 誤りではありませんが、ここでは、 「有害大気汚染物質のうち、大気汚染防止法 で指定物質に定められ、指定物質排出抑制基 準が設定されているのが 3 物質」という意味 です（正誤表欄外 参考 1 参照）。
p. 49 1 (1) 公共用水域へ の排出規制 2 行目	規制対象は… <u>有機汚 濁物質等</u> （生活環境 項目）です。	〈下線部コメント〉 誤りではありませんが、ここで「有機汚濁物 質」は、法令の規定用語ではなく、BOD、COD を念頭に置いた一般用語として使われていま す。
p. 50 1 (4) 事故時対策 1 行目	有害物質，油，指定 物質（56 物質） を 対象とします。	有害物質，油，指定物質（56 物質）， 生活環境項目 を対象とします。 〈コメント〉生活環境項目を追加

該当箇所	誤	正・〈コメント〉
p. 55 ② SDS 制度 4 行目	SDS での 情報提供 を 努めることが義務づけ られています。	SDS での 情報提供が義務づけ られています。 〈コメント〉努力義務ではなく、義務です。
p. 57 過去問題にチャレンジ STEP2 下から 1 行目	正しくは 有機水銀 …	正しくは カドミウム …
p. 57 知識強化のための補足 (1)③ RoHS 指令 1~3 行目	電気 を使用する…六価クロム等の 全廃 。 … →日本では有害表示制度 J-Moss に 反映 されています。	〈コメント〉誤りではありませんが、若干、 不正確な表現 になっています。正確には以下 電流または電磁場 を使用する…六価クロム等の 規制 。… →日本では有害表示制度 J-Moss が 相当 します。
p. 57 知識強化のための補足 (1)④ REACH 2 行目	…制限のための 総合的な制度 です。	…制限のための 制度 です。 〈コメント〉“総合的な”を削除。
p. 61 知識強化のための補足 (2)バーゼル法の概要 1 行目	バーゼル条約の 国内法	バーゼル条約を 担保するための国内法
p. 74 ステップアップ演習 9 行目 (4 つ目の問いの答え)	まだである 。 発展途上国における消費量規制が 進められている 。	廃止されている 。クロロフルオロカーボンについては、 モントリオール議定書 に基づき、 先進国では 1996 年までに全廃 、 開発途上国でも 2010 年までに全廃 となっている。
p. 79 ステップアップ演習 4 行目 (2 つ目の問いの答え)	窒素酸化物濃度 、 気象条件 …	窒素酸化物濃度 、 VOC 等の炭化水素濃度 、 気象条件 …
p. 85 ① (2)環境省施行状況 調査報告書 ①、②	①…横ばい傾向です ②…横ばい傾向です	①…横ばい傾向でしたが、 2020 (令和 2) 年度は約 20000 件に増加 しました ②…横ばい傾向でしたが、 2020 (令和 2) 年度は約 4000 件に増加 しました
p. 106 ステップアップ演習 1 行目 (1 つ目の QA)	Q マネジメントの システム とは…	Q マネジメントの サイクル とは
p. 112 ステップアップ演習 7 行目 (3 つ目の QA)	A リスク 算定	A リスク 分析

参考 1 有害大気汚染物質対策

・有害大気汚染物質は、それまでのばい煙規制と異なり、法規制は極めて限定的で、事業者による自主管理（事業者が自ら削減計画を立て、実行し、公表していく仕組み）を最大限尊重した施策が導入されました。

・有害大気汚染物質の中で、大気汚染防止法の法規制の中で規制の枠組みがあるのは、下記の下線部のとおり指定物質（3物質）です。指定物質には、指定物質排出抑制基準がありますが、これを超過しても罰則はありません（自治体による勧告のみ）。

- ①有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 248物質（中間審が答申）
- ②優先取組物質 23物質（①のうち、有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる物質）（中間審が答申）
- ③自主管理物質 12物質（②のうち、平成9～11年度、平成13～15年度の2期にわたり、自主管理が行われた物質）
- ④環境基準設定物質 4物質（②のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）
- ⑤指針値設定物質 11物質（②のうち、指針値が設定されている物質。アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物）。環境基準予備軍と考えるとよいでしょう。モニタリング調査が行われ、長期にわたり指針値を超過する場合は、環境基準の設定が検討されることがあります）
- ⑥指定物質 3物質（④のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）

以上